

みどり
水土里ネット

No.64

広報

はとまがわ

R8. 4. 1 現在

地区面積 55,563,491㎡

組合員数 2,808名



令和8年3月 撮影

～南方幹線用水路漏水による国直轄事業～
南方幹線用水路本復旧工事完了

R8. 4. 1発行 迫川沿岸土地改良区 総務課
TEL 0220 (58) 2024代 FAX 0220 (58) 2784
E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp
URL <http://www.midorinet-hasama.jp>

右側のQRコードから改良区のホームページへアクセスできます。お知らせの確認や各種申請書をダウンロードすることができますのでご活用ください。



議 決 事 項

- ▼ **第一号議案** 迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について
- ▼ **第二号議案** 迫川沿岸土地改良区総代選挙規程の一部改正について
- ▼ **第三号議案** 迫川沿岸土地改良区役員選挙規程の一部改正について
- ▼ **第四号議案** 迫川沿岸土地改良区規約の一部改正について
- ▼ **第五号議案** 迫川沿岸土地改良区地区除外処理規程の一部改正について
- ▼ **第六号議案** 連携管理保全計画（水土里ビジョン）の承認について
- ▼ **第七号議案** 令和七年度一般会計補正収支予算の理事会専決処分（第三回）に係る承認について
- ▼ **第八号議案** 農業用水確保応急対策事業実施計画の承認について
- ▼ **第九号議案** 水利施設管理強化事業（湧水・高温対策）実施計画の承認について
- ▼ **第十号議案** 農業水利施設管理緊急対策事業実施計画の承認について
- ▼ **第十一号議案** 令和七年度沼崎・大平地区長期借入額の変更について
- ▼ **第十二号議案** 令和七年度古宿地区長期借入金及び償還方法について
- ▼ **第十三号議案** 令和七年度一般会計補正収支予算の議決について
- ▼ **第十四号議案** 水利施設等保全高度化事業実施計画の承認について
- ▼ **第十五号議案** 土地改良施設維持管理適正化事業第五期生加入並びに実施計画の承認について
- ▼ **第十六号議案** 令和八年度農地転用決済金の徴収額決定について

- ▼ **第十七号議案** 令和八年度リース契約の締結承認について
- ▼ **第十八号議案** 令和八年度賦課金及び用水使用料の徴収について
- ▼ **第十九号議案** 令和八年度一般会計収支予算の議決について
- ▼ **第二十号議案** 令和八年度配水計画について



挨拶を述べる星理事長



審議の様子



議長に選任された名生総代

総代・役員選挙のお知らせ

～ 今年は総代・役員改選期です ～

総代選挙

令和8年5月26日に任期満了となる総代選挙を下記のとおり執行いたします。

なお、候補者が選挙区の定数を超えて投票になった場合は、別途「入場券」を配布します。
(候補者が定数を超えない場合は投票を行いません。)

記

1. 選挙期日(投票日) 令和8年5月16日(土)
2. 選挙期日の公告日 令和8年5月11日(月)
3. 投票時間 午前7時から午後5時まで

◎立候補の届出について

1. 立候補の届出をする方は、未成年者以外の組合員(拘禁以上の刑に処せられその執行を終わるまでのものを除く。)で選挙人名簿(現在4月6日現在調製)に登録されていなければなりません。
※推薦する場合は、組合員2人以上の推薦と本人の承諾が必要です。
2. 選挙人名簿の閲覧は、4月7日(火)以降に迫川沿岸土地改良区において平日の午前9時から午後4時まで行われます。
3. 立候補は文書をもって選挙管理者に届出なければなりません。(届出に必要な諸申請書は、4月30日以降に当土地改良区でお渡し出来るよう準備します。)届出は迫川沿岸土地改良区事務所で受理します。
※法人として立候補する場合は、法人登記簿謄本、代表者を選任した会議の議事録等が必要になります。
4. 立候補の届出期間は 5月12日(火)から5月13日(水)の2日間です。
受付時間は午前8時30分から午後5時まで当土地改良区事務所で受付します。
5. 立候補する方は
①『立候補届』②本籍地の市町村が発行の『身分証明書』③当土地改良区の『組合員資格証明書』
④『総代被選挙権申告書』を当土地改良区へ提出してください。
※①の立候補届出用紙、③組合員資格証明書は当土地改良区で準備しています。

◎総代選挙の投票区及び投票所

※投票実施となった場合は該当する選挙区の投票所入場券にてお知らせいたします。

選挙区	投票区	投票場所	投票区域
第1区 総代数 (50人)	第1投票区	登米市北方公民館	迫町、若柳新田
	第2投票区	登米市南方公民館	南方町、米山町の一部(千貫)
第2区 総代数 (30人)	第1投票区	登米市中津山公民館	米山町、豊里町、涌谷町

但し、投票地域外の組合員については、その組合員たる資格にかかる権利の目的たる土地の属する区域の投票とする。

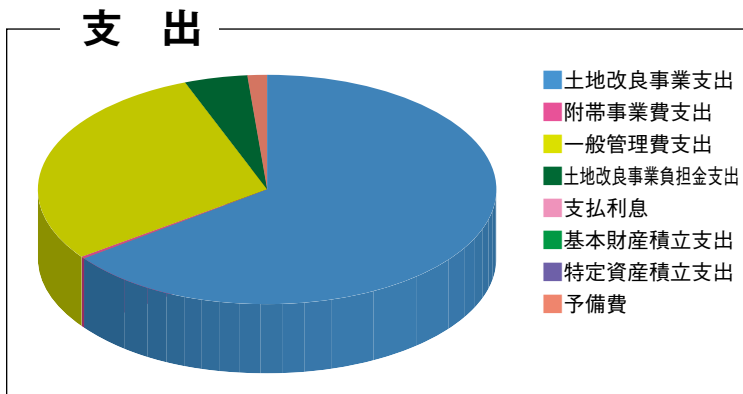
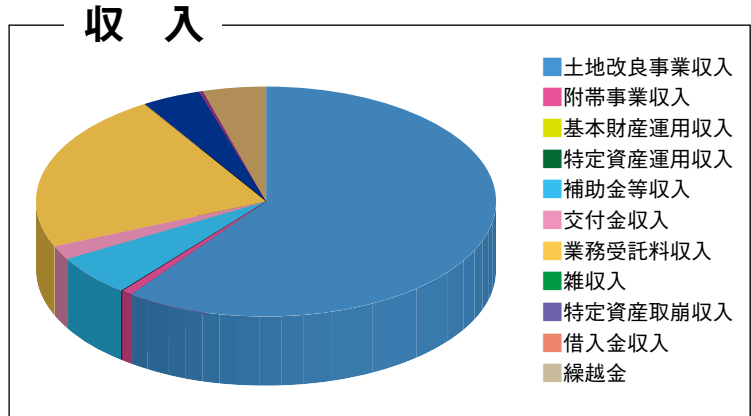
役員選挙

6月30日で任期満了になることから、新総代により臨時総代会を開催し、役員(員外女性理事2名含む理事14名、監事3名)選挙執行の予定になります。詳しいことについては、連絡委員さんを通して連絡します。

令和8年度 一般会計予算

予算額 736,446,000円

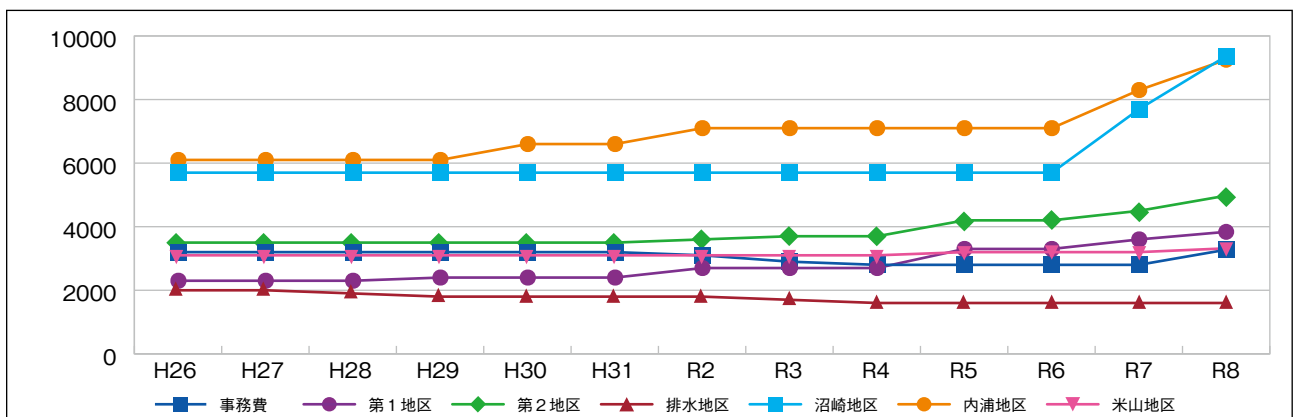
項目	予算額
土地改良事業収入	442,475,000
附帯事業収入	5,741,000
基本財産運用収入	27,000
特定資産運用収入	40,000
補助金等収入	43,484,000
交付金収入	13,788,000
業務受託料収入	165,883,000
雑収入	13,000
特定資産取崩収入	30,500,000
借入金収入	2,125,000
繰越金	32,370,000



項目	予算額
土地改良事業支出	477,306,200
附帯事業費支出	2,780,000
一般管理費支出	214,497,000
土地改良事業負担金支出	31,756,000
支払利息	442,612
基本財産積立支出	27,000
特定資産積立支出	70,000
予備費	9,567,188

地区別土地改良区賦課金の推移

地区名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事務費	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	3,300
第1地区	2,300	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400	2,700	2,700	2,700	3,300	3,300	3,600	3,700
第2地区	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600	3,700	3,700	4,200	4,200	4,500	5,000
排水地区	2,000	2,000	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
沼崎地区	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	7,700	9,700
内浦地区	6,100	6,100	6,100	6,100	6,600	6,600	7,100	7,100	7,100	7,100	7,100	8,300	9,500
米山地区	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,200	3,200	3,200	3,200



令和8年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦 課 率
第 1 期	令 和 8 年 5 月 1 5 日	令 和 8 年 6 月 1 日	40%
第 2 期		令 和 8 年 1 0 月 1 5 日	30%
第 3 期		令 和 8 年 1 1 月 3 0 日	30%

ただし、10,000円未満の賦課額は、第1期一括徴収とする。

2) 用水使用料、沼崎・大平地区、古宿地区事務費及び償還金

令和8年10月1日発布、令和8年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

用水使用料を除いた賦課金総額の100分の2

3 10a当たり賦課金

(単位：円)

区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度比較 増 減	区 分	10a当たり 賦 課 金	前年度比較 増 減	
経 常 賦 課 金			維 持 管 理 賦 課 金			
事 務 費	田	3,300	500	第 1 地 区	3,700	100
	畑	1,650	250	第 2 地 区	5,000	500
			排 水 地 区	1,600		
			排 水 地 区 1 / 2	800		
			沼 崎 地 区	9,700	2,000	
			沼 崎 区	2,000		
			大 平 前 区			
			内 浦 地 区	9,500	1,200	
			米 山 地 区	3,200		

事務費及び償還金

(単位：円)

区 分	10a当たり 賦 課 金
沼 崎 ・ 大 平 地 区	500
古 宿 地 区	500

用水使用料

(単位：円)

区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料	区 分	10a当たり 使 用 料
事 務 費	3,300	第 2 地 区	2,500	内 浦 地 区	6,650
第 1 地 区	1,850	排 水 地 区	800	米 山 地 区	1,440

【 皆様の御協力で13年連続で賦課金納入率100%となりました! 】

《 延滞金について 》

・ 納期限を過ぎますと法令等に基づき延滞金を徴収する場合がございます。

また、**督促状を送付した場合は督促手数料（郵便料金相当額に100円を加えた額）を徴収いたします。**

・ 納期内に納入いただきますようお願いいたします。

・ 都合により納付が遅れる場合は**必ずご連絡ください。**

(再三の催告にも関わらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず滞納処分を行う場合があります。)



目指せ! 納入率100%!
完納にご協力をお願いします!

諸変更手続きは速やかにお願いします！

下記の場合、組合員資格得喪通知書の届出が必要となります。

○ 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買、あるいは受委託等により移動したとき。

○ 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき、あるいは経営を移譲されたとき。

○ 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または第三者に移譲されたとき。

○ 農地を農地以外に転用したとき

地区内にある農地を宅地等に転用したとき、あるいは道路等公共用地に買収されたとき。

○ 開田を作付けまたは休耕したいとき

作付けしていた開田を休耕したいとき、あるいは休耕していた開田を作付けしたとき。

○ 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき、あるいは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。



詳しいことについては、総務課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用を申請される場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。



令和8年度農地転用決済金

地区名	10aあたり決済金	地区名	10aあたり決済金
第1地区	50,583円	内浦地区	111,581円
第2地区	63,973円	米山地区	47,607円
排水地区	23,803円		
沼崎地区	94,719円		
大平前	29,754円		

《農地転用決済金とは》

土地改良法第43条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外申請を行う場合に、意見書*の交付と同時に納めていただく金額になります。農地転用や公共事業買収等で土地改良区から除外される場合、残された農地に負担が片寄らないよう、事業に係る借入金や施設維持管理費等を一括で支払っていただくものです。

*意見書とは、**農業委員会**に提出する「農地転用の計画について確認し、土地改良区の受益地から除外しますので農地転用してもかまいません。」という内容のいわば土地改良区からの承諾書のようなものです。

維持管理

インフォメーション

本田用水は4月28日から

◆ 配水計画について

▼ 用水開始に伴う点検揚水

- ① 4月24日（金）午前9時～ 米山揚水機場、午後1時30分～ 南方揚水機場
 - ② 4月26日（日）午前9時～ 山吉田揚水機場、午後1時30分～ 西館揚水機場
- ※ほ場に水が入らないよう、水口管理をお願いします。

▼ 本田用水

4月28日（火）から8月31日（月）を用水期間とします。基幹機場は午前6時開始とし、補助機場については、水源を確保出来次第順次開始といたします。ただし、長沼ダムからの取水区域は、5月1日（金）開始とします。

※各区域に委託管理者を配置し水量の効率的調整を行います。それでも調整が困難な箇所については、臨時ポンプ設置により対応します。

▼ 排水調整

気象情報・降雨量や受益地内の状況を把握し、事前排水を実施いたします。また、冠水被害の未然防止に務めるため、用水供給を早期に停止する場合があります。

◆ 用排水施設の管理について

▼ 水路の清掃と管理

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、多面的機能支払交付金導入区域については、該当する支線用排水路、小用排水路を各組織及び関係組合員並びに地域住民で管理してもらいます。

管理方法については、用水開始前に全路線の浚渫及び清掃、夏季には刈払いを実施して流水の円滑化を図ります。幹線用排水路は主に業者請負、支線排水路については地区請負、行政区毎に連絡委員を通じて実施し、完了確認は職員が行います。

◆ 電力料金高騰に伴う軽減対策

▼ 6月・7月・8月毎週水曜日を用水休止日及び夜間停止

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水の有効利用と節水に心掛けるとともに効果的節電を図るため、6月1日より8月末日まで毎週火曜日夜から翌日水曜日夜まで用水の供給を停止します。また、穴山揚水機場については毎週月曜日と木曜日に、週2回用水休止いたします。

なお、6月以降水曜日休止日とは別に、補助機場につきましては、原則夜間（午後5時～午前6時まで）休止いたします。順次作業（停止及び再稼働）となるため、時間は多少前後する場合がありますので、ご了承ください。

組合員皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、計画的な水利用をお願いいたします。

基幹揚水機場	火曜日午後6時～水曜日午後11時まで
穴山揚水機場	日曜日午後6時～火曜日午前3時まで、水曜日午後6時～金曜日午前3時まで
その他の機場	火曜日午後5時～木曜日午前6時まで、夜間休止

連絡先：迫川沿岸土地改良区 TEL0220-58-2024（用水期間中は土日祝日対応）

南方幹線用水路漏水に係る本復旧工事の完了

令和7年7月初めに用水停止し、応急仮復旧工事を行いました南方幹線用水路（パイプライン）の本復旧工事が土地改良施設突発事故復旧事業（国直轄）で施行され令和8年3月末日をもって完了いたしました。



〈漏水状況〉



〈新管布設完了〉



〈布設鋼管運搬状況〉



〈復旧完了〉



今年も四月二十八日から本田揚水が開始され、各用排水路が満水になり水難事故に遭う危険性が非常に高くなります。
本土改良区では、事故防止のため安全施設等の整備及び水難事故防止看板の設置、幼稚園・小学校への呼びかけを行っておりますが、水難事故を未然に防ぐため、水路付近で遊んでいる子供達を見かけましたら「あぶない」という注意の声掛けをお願いいたします。

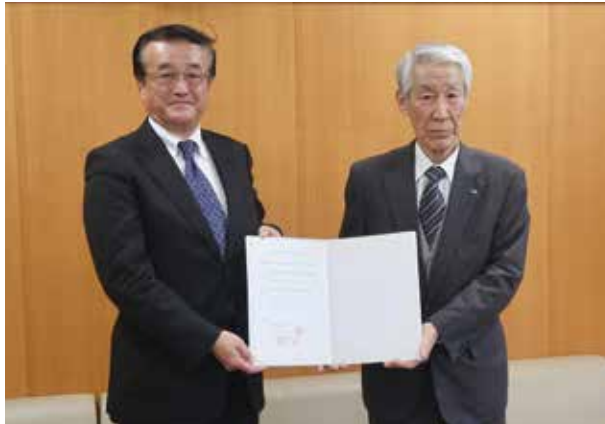
**水難事故防止に
ご協力を
お願いいたします**

農業水利施設の保全活動に係る協定

令和8年3月2日当土地改良区が管理する農業水利施設の保全活動への参加協力を得るため「NTCコンサルタンツ（株）東北支社長」と協定書を交わしました。

この協定により、農業水利施設等の保全活動を通じて、農業農村の地域資源の適切な保全管理と農村環境を保全するための協力連携が図られます。

今回、NTCコンサルタンツ（株）の職員の方々には植栽活動をするための除草作業や防草シート設置の準備に参加していただきました。



〈星理事長と協定を結ぶ月館支社長〉



〈植栽活動の準備に参加したNTC職員〉

かんがい用水節水にご協力をお願い

用水は国が定めた水利権に基づき許可を得て河川から取水しているため、水量には限りがあるので、効率的な用水運用にご協力お願いいたします。また、今年度も近年の異常気象により、河川の渇水や用水時期の水不足が予想され、用水供給を維持することが大変厳しい状況となることが予想されます。

組合員皆様には流水状況をご確認いただき、末端まで効率的な配水が出来ますよう、節水と調整にご留意願います。

また「掛け流し」は絶対に行わないことや「水口の調整」の協力についても関係耕作者でお声掛けいただきますよう併せてお願い申し上げます。

用排水施設の自己補修のお願い

用水開始前には、ほ場周辺水路を事前確認していただき、漏水が想定される箇所については、資材（コーキング・モルタル等）を支給いたしますので、自己補修対応のご協力をお願いいたします。

なお、資材の支給につきましては、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

〈問い合わせ先〉 事業課 維持管理係

21世紀土地改良区創造運動

当土地改良区では、子どもたちを中心として、親御さんや地域住民の方々を対象に、農業・農村の持つ多面的機能や、それらを支える農業水利施設及び土地改良区の役割や重要性について情報発信を行い、理解と協力を得るため『21世紀土地改良区創造運動』を積極的に展開しています。



**農業水利施設見学・用水路壁面アート
・植栽活動への参加を募集します！**



農業農村体験学習

DVD鑑賞 ~土地改良区について~



高石揚水機場見学



長沼・迫川水質調査



用水路壁面アート



植栽活動



活動場所：登米市米山町
西野地内
施設：穴山幹線用水路
活動期間：7月～10月

【組合員の皆様から、地域・各種団体等へ
活動参加のお声がけを、お願いします。】

〈問い合わせ〉
総務課 渡邊

人事往来

職員

○令和八年四月一日付

・総務課賦課徴収係係長

千葉 祐市 (総務課賦課徴収係主査)

・事業課事業係係長

三浦 芳晴 (事業課事業係主査)

・事業課事業係主事

鈴木 翼 (総務課会計係主事)

・事業課維持管理係主事

渡邊 多聞 (総務課総務係主事)

・事業課維持管理係主事

浅野 慶太 (事業課維持管理係有期契約)

・事業課事業係兼施設管理係主事

篠原 正樹 (事業課事業係有期契約)

・総務課会計係

阿部 奈緒 (新規有期契約)

・総務課賦課徴収係

高橋 陽美 (新規有期契約)

・事業課施設管理係

名生 博矩 (新規有期契約)

○令和八年二月二十八日付

・退職

尾形 悠真 (事業課施設管理係)

○令和八年三月三十一日付

・退職

高橋 嵐馬 (事業課維持管理係)

在籍期間中は組合員皆様にご迷惑をお話しになり、ありがとうございます。

今後のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

○連絡委員・納入組合長

千葉 哲郎 (谷地)

畠中 浩一 (内町・上舟丁)

伊藤 正志 (西館)

伊藤 利喜 (船越)

柴田 敬蔵 (米山砥落)

○連絡委員

鎌田 庄喜 (東二ツ屋)

佐々木 日出康 (猪込)

○納入組合長

伊藤 忠輝 (高石)

鈴木 伸 (粟ヶ崎)

【敬省略】

土地改良施設へゴミの不法投棄について

毎年のように施設内に不法投棄されたゴミを処理しております。近年は悪質な投棄もみられ処理に大変苦慮しているところですが、地域環境美化のためにもゴミは絶対に捨てない、捨てさせないよう皆様のご協力とお声かけをお願いいたします。



令和8年度有期技術職員の募集!!

当土地改良区では農業水利施設（揚水機場、用排水路）を管理しています。しかしながら技術職員が不足しており、随時募集しております。ご興味のある方は土地改良区へ直接お問い合わせをお願いいたします。また、ご家族、ご近所にも広く周知していただきますよう、お願いいたします。

＜問い合わせ先＞ 総務課総務係 門馬・木村